

マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知が届いた方へ

更新手続きのご案内

☎ 戸籍年金係 Tel 54-2121

マイナンバーカードとカードに搭載されている電子証明書にはそれぞれ有効期限があります。カードをお持ちの方で有効期限を迎える方には順次、地方公共団体情報システム機構から更新のご案内がありますので、内容をご確認のうえ手続きを行ってください。

電子証明書の更新については、窓口混雑のためお待ちいただく場合があります。お時間に余裕をもってお越しください。ご不明な点がございましたら戸籍年金係へお問い合わせください。



マイナンバーカードの更新 ※郵送やインターネットでの申請となります。

マイナンバーカードの有効期限はカードの発行日から10回目（20歳未満の方は5回目）の誕生日までです。有効期限を迎える方は、再度マイナンバーカードの申請が必要となります。カードの更新は郵送申請のほか、送付される通知書に記載のQRコードなどを利用してスマートフォンなどから申請することができます。



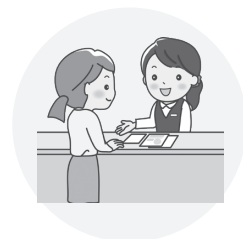
今回のカード更新は、カード発行時に20歳未満で発行後5回目の誕生日を迎える方です

電子証明書の更新 ※市役所での更新手続きが必要となります。

電子証明書（署名用、利用者証明用）の有効期限はそれぞれ発行日から5回目の誕生日までです。暗証番号をご確認のうえ、お越しください。なお、お忘れの場合は再設定することができます。

※カード内の情報のみの更新のため、顔写真は必要ありません。

上記どちらの更新も手数料は無料です



マイナンバーカードの交付申請はお気軽にご相談ください！

戸籍年金係では、マイナンバーカードの交付のほか、「マイナポイント（※）」の受け取りに必要な予約の設定（マイキーID設定）を実施しています。ご希望の方は窓口でお申し出ください。

※**マイナポイント**とは…国が消費の活性化を目的として、令和2年度中に実施を予定しているマイナンバーカードを活用したポイント制度です（詳細未定）。マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得のうえ、インターネットで「マイキーID」を設定する必要があります。戸籍年金係では、その設定のための支援を行っています。

▶マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



▶マイナポイントホームページ
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

